

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和3年10月
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

連携

都道府県
(家畜保健衛生所)

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

家畜の所有者

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

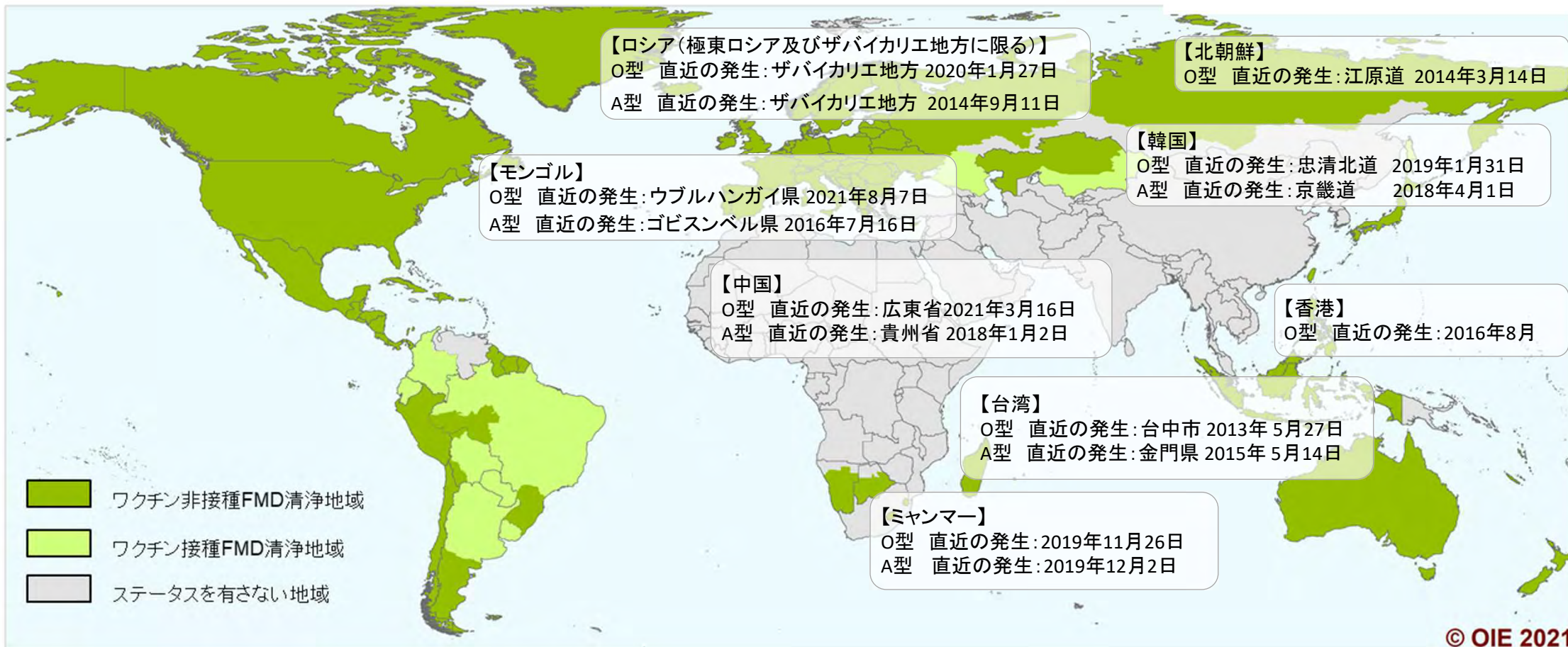
- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援（疫学調査チームの派遣）
財政支援

近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。

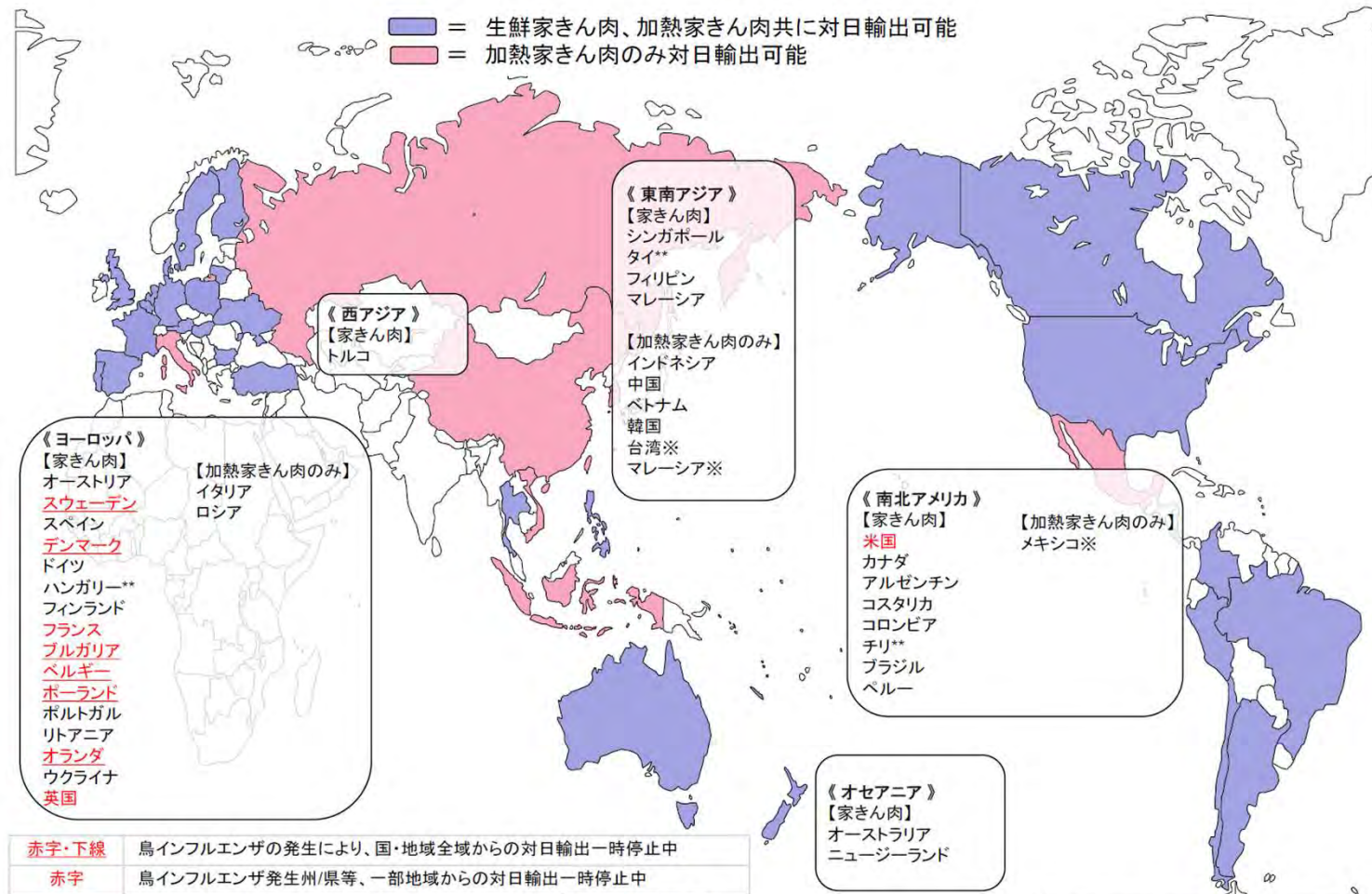
口蹄疫(FMD)のOIEステータス認定状況



海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には発生国又はその一部の地域からの家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きん肉の対日輸出可能国

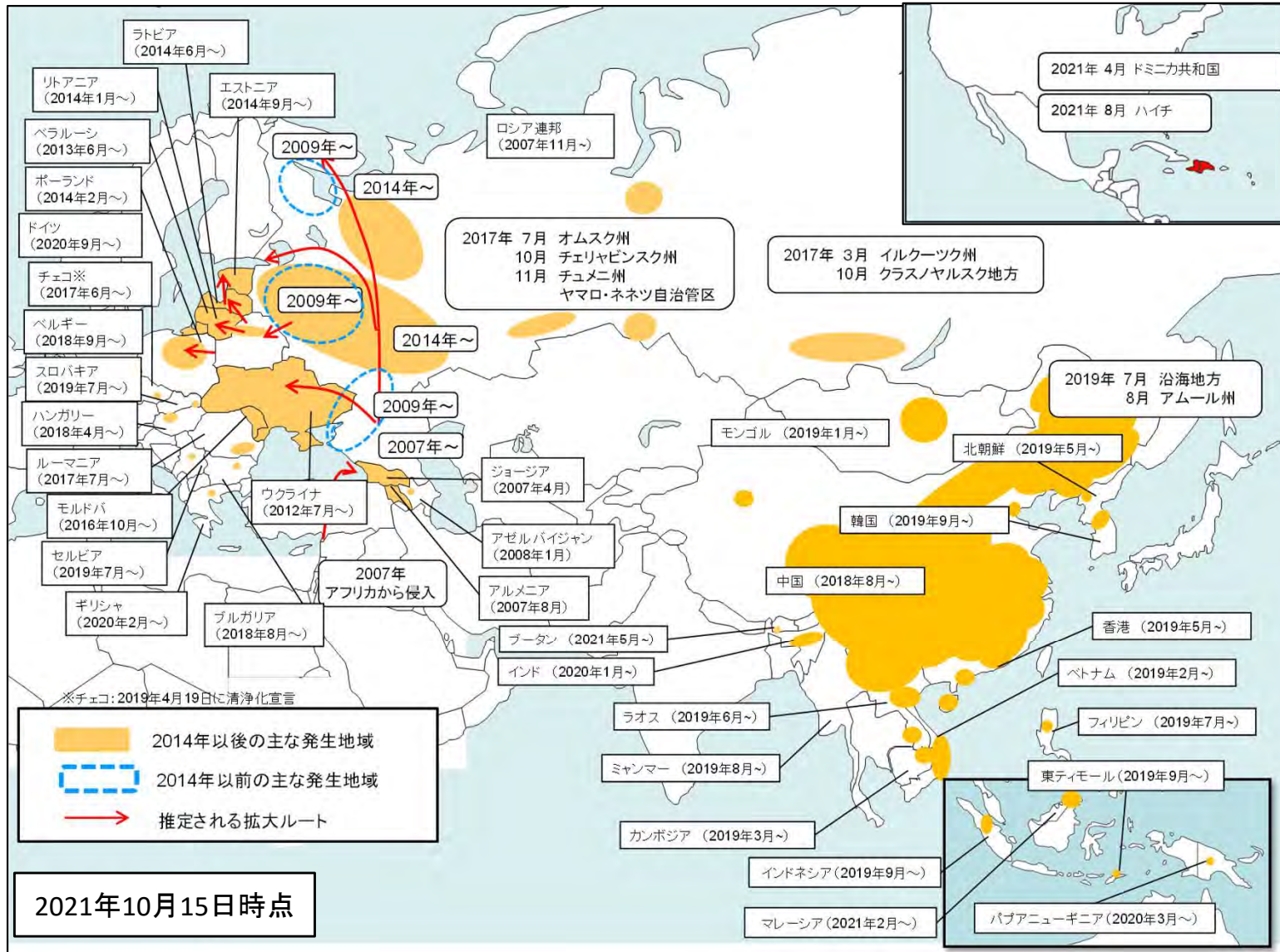


赤字・下線	鳥インフルエンザの発生により、国・地域全域からの対日輸出一時停止中
赤字	鳥インフルエンザ発生州/県等、一部地域からの対日輸出一時停止中
※	家畜衛生条件は締結されているが、指定施設がないため事実上対日輸出不可
**	鳥インフルエンザ発生時も加熱処理家きん肉については対日輸出が可能

2021年10月15日時点

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 本病は主に欧州、ロシアで継続的に発生がみられるが、2018年にはハンガリー、ブルガリア、ベルギーで、2019年にはスロバキア、セルビアで、2020年にはギリシャ、ドイツで、2021年にはドミニカ共和国、ハイチで新たに発生し、感染地域が拡大している。
- 2018年8月中国において、アジアで初めて発生し、2019年4月19日にはすべての直轄市、省、自治区で発生が確認された。2019年以降はモンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、フィリピン、韓国、インドネシア、東ティモール、インド、マレーシア、ブータンでも発生が確認されており、人や物を介した我が国への侵入リスクが一層高まっている。



中国の発生をふまえ強化した対策

<国内対策>

- 豚及びいのしの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底。
- ①人、物、車両によるウイルスの持ち込み防止
- ②野生動物対策
- ③食品残さ給与に関する指導

<水際対策>

- 検疫探知犬の増頭
- 中国などのアジアのリスク国からの直行便の携帯品検査を強化
- 国際郵便物の検査を強化
- 靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検
- 船舶・航空機の厨芥残渣の適切な処理を指導
- 広報活動の強化
- 機内アナウンスの実施
- 関係省庁との連携強化 など

<国際連携>

- 日中韓の共同提案により「OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合」を毎年開催

※参考

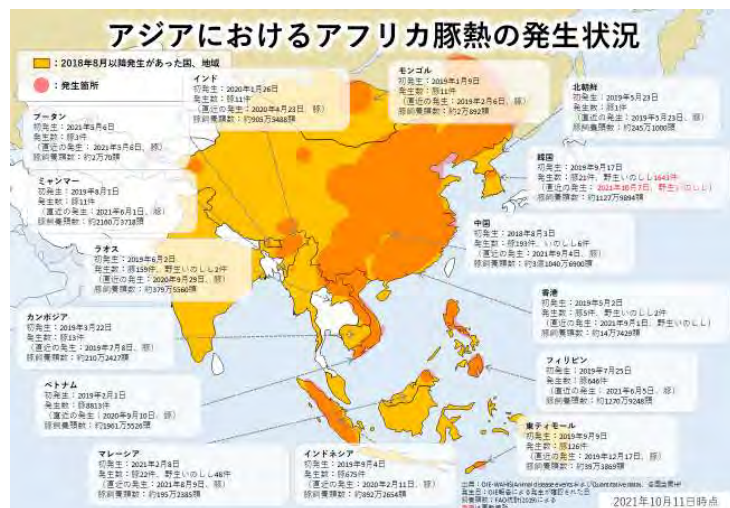
- 旅客が携帯していた豚肉製品から、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出。一部からは、感染力のあるウイルスを分離。

越境性疾病の侵入防止策について

1 基本的考え方

- (1) 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、アジア唯一の口蹄疫ワクチン非接種清浄国（豚熱については、2018年9月、26年ぶりに発生が確認され、2020年9月にステータス消失）。また、近年欧州で拡大しているアフリカ豚熱が、2018年8月にアジアにおいて初めて中国で確認され、2019年以降アジアでの感染が拡大している。
- (2) アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

アジアにおけるアフリカ豚熱発生状況



アジアにおける豚熱発生状況



アジアにおけるFMD発生状況



越境性動物疾病の侵入防止策について

2 国内への侵入防止策

(1) 広報活動の強化

- ・ 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
- ・ 広報ポスターの掲示（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5000万円以下）の罰金増額を明示）

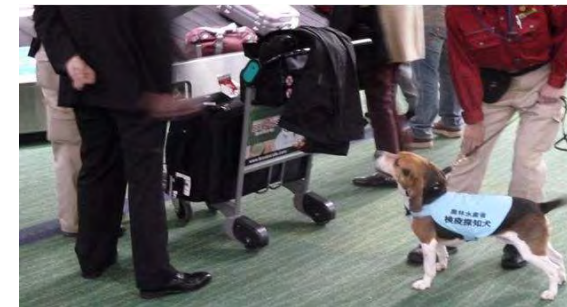
(2) 畜産物の違法持込みの取締

- ・ 検疫探知犬による探知活動
- ・ 職員による質問（通訳を配置）
- ・ 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- ・ 国際郵便物の検査を強化
- ・ 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3) 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）



広報ポスター



検疫探知犬による探知活動

3 国内における侵入防止策

(1) 春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性動物疾病の情報、対策のポイント等を共有

(2) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- ・ 農場内に衛生管理を重点的に行う衛生管理区域を設定し、飼養衛生管理者の監督の下、人や車、物の出入りの制限や洗浄、消毒を徹底
- ・ また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
 - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
 - 肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を由来とする飼料を利用する場合、90度以上で60分間以上の加熱等の処理が行われたものを使用することを指導